魚津市からのお知らせ　「魚津市男性の育児休業取得促進補助金」

「パパの育休」を応援します！

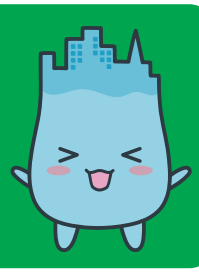

これからパパになる皆さん、「育児休業」取ってみませんか？

魚津市では、子どもを産み育てやすい環境づくりを促進するため、市内に住民登録がある男性が育児休業を取得した場合に、申請により**補助金 50,000 円**を交付します。

なお、この補助金は、育児休業を取得した男性が勤務する事業所（魚津市内の企業に限る）も 50,000 円を受け取ることができます。

『魚津市男性の育児休業取得促進補助金』　は、下記の3パターンがあります。

① 育休を取得した男性が、市内在住者で市内企業に勤務
→ 事業主が育休取得者と併せて申請　（事業主・育休取得者に各 50,000 円交付）

② 育休を取得した男性が、市外在住者で市内企業に勤務
→ 事業主が申請　（事業主にのみ 50,000 円交付）

③ 育休を取得した男性が市内在住者で市外企業に勤務
→ 育休を取得者した男性が申請　（育休取得者にのみ 50,000 円交付）

補助の概要

1. 対象・補助金額

◆育児休業を取得した男性
→5万円（1人の子につき1回を限度）

◆事業主
→5万円（回数制限なし）

2. 主な要件

◆育児休業を取得した男性
→子が2歳に達するまでの間に下記日数の育児休業を取得し、職場復帰していること。
・中小企業：連続5日以上
・大 企 業：連続14日以上
※国家公務員、地方公務員は対象外

◆事業主
→「イクボス企業同盟とやま」「元気とやま!子育て応援企業」「とやま女性活躍企業」のいずれかに加盟の承認、登録又は認定されていること。

→就業規則又は労働協約等により育児休業制度を設けていること。

※上記の他に、市が行う啓発活動に協力していただくことがあります。

申請等手続き

1. 対象期間
子が2歳に達するまでの間に一定期間育児休業を取得し、令和7年４月1日以降に職場復帰したもの。

2. 申請期間
職場復帰日から2か月以内、または、令和8年3月 31 日までのうち、いずれか早い日まで。

3. 申請方法
市の HP にアクセスし、書式をダウンロードして必要事項を記入の上、郵送または、市役所地域協働課へ直接提出してください。

※メール・FAX不可

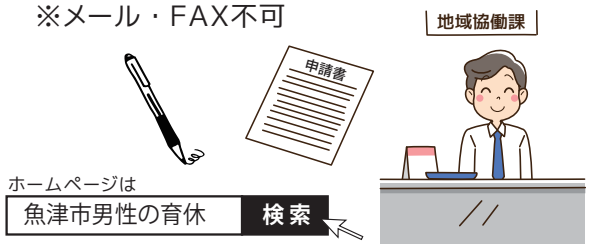

補助金の申請・お問合せ先　**魚津市役所　地域協働課　市民交流係**

TEL（0765）23-1131　メール：chiiki-kyodo@city.uozu.lg.jp

（R7.4.1）

これからパパになる皆さんへ

魚津市

どうする？育休
あなたはどちらを選びますか？

育休を取得したパパたちの声

子どもの成長を肌で感じることができ、父親としての自覚が強くなりました。

出産直後で体力的に大変なママを助けることができたような気がします。一人で子育てするのは本当に大変だということが分かりました。

分からないことだらけで大変でしたが、振り返ると楽しい思い出と貴重な体験ばかりでした。

家族との関わり方や、働き方を見直す良いきっかけになりました。

妻に感謝され、とても嬉しかった。夫婦円満です。

育休を取得しない、もしくは、取るだけで家事・育児をしないパパは、こんなことになるかも…

ママから、「私はこんなに大変なのに!仕事の方が楽でしょ」と、文句をいわれる。

たまに育児や家事をしようとしたら、ママからダメ出しされる。ママを不機嫌にさせる原因に・・・。

子育ての時期の出来事は、後々まで尾を引くので、将来それが原因で夫婦ゲンカになることも・・・。

男性の育児休業取得促進補助金については、こちらへ！

育児休業の取り方には、いろんなパターンがあります。自分たちに合っている取り方、取得するか・しないか、も含め、夫婦でよく話し合ってみましょう。